政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に 関する特別委員会会議記録

- 1. 日 時 平成 28 年 4 月 22 日(金) 午後 1 時 30 分
- 1. 場 所 第5委員会室
- 1. 出席委員

委 努 員 長 松 井 副委員長 Ш 史 越 雅 委 員 髙 坂 進 IJ 鈴 木 雅 斗 \equiv IJ 浦 成 ほそだ 伸 IJ 石 原 よしのり IJ 西 村 敦 佐. 藤 ゆきのり IJ IJ 金 子 貞 作 IJ 宮 本 均 IJ 稲 葉 健 IJ 加 藤 武 央 のり子 秋 本 IJ IJ 堀 越 優

1. 欠席委員

なし

1. 弁 護 士

本 多 教 義

- 1. 会議に付した事件
 - (1)小泉文人議員、青山ひろかず議員、当時の議会事務局庶務課長及び当時の担当職員に対する事情聴取の結果について
 - (2)検証すべき事項について
 - (3)次回の開催について
 - (4)証人の不出頭について

午後1時31分開議

〇松井 努委員長 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員 の調査に関する特別委員会を開きます。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

〇松井 努委員長 ちょっとお待ちください。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- **〇松井 努委員長** 本日は、いろいろと御相談をさせていただいております弁護士の本多先生に同席をいただいておりますので、御紹介申し上げます。一言お願いいたします。
- ○本多教義弁護士 本多でございます。長い間、御審議が続いているということで委員の皆様は大変でございますけれども、実りある御審議がなされることを祈念しております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○松井 努委員長 ありがとうございます。 鈴木委員。
- ○鈴木雅斗委員 弁護士先生も来ていらっしゃるので手短に終わらせます。3月17日の本会議で松井努委員長のほうから、越川副委員長が百条委員会に関することでルール違反だという趣旨の発言をしたことに関して議事進行をかけたことがまだ議長による整理がなされていないので、松井努委員長のほうから何があったのか、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思いまして発言させていただきました。
- **〇松井 努委員長** 先ほど議会事務局のほうにも確認をさせていただきました。 その件に関しましてはですね、できればきょうじゅうに、その議事進行に対する 回答は出しますというようなことでございましたので、私が議事進行をかけた件 につきましては、皆さんも御承知のように、詳しく知りたいということですか。
- **〇鈴木雅斗委員** はい。具体的にどのような形で調整が行われたのかというものが気になりまして、ルール違反というふうにおっしゃっておりましたので、何かしら権限外のことが行われたのかというふうなことがちょっと気になりまして。
- **〇松井 努委員長** 本来であれば、きょうの委員会にはそぐわない質問ではございますが、私が議事進行をかけた関係もありますので手短に申し上げますと、あの日はちょうど百条委員会が先に決まっておりましたけれども、本会議のほうも

あるという形になりました。そこで百条委員会を少しでも延ばした中で、本会議のほうを先に進めてはいかがでしょうかということを申し伝えに行ったわけでありまして、それは議会運営委員長のほうからそういう要請がありましたので行ったわけであります。つきましては、それについて、たしか越川委員のほうから、その件を指して、議運にはなじまない、ルール違反ではないかというような多分発言があったので、私のほうが、そうではないでしょうと。やはり議会としては慎重を期す意味で、先にそういう案もありますよということをお話をしたということでございますので、その辺で御理解ください。

〇松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 御説明ありがとうございます。今の話をお伺いしますと、委員 長がおっしゃるとおりに、委員長が委員長の権限内において、委員会をいつ開催 するのかということを調整したというふうに私は判断しました。こちらの件に関しては、また追って議長から報告があると思うのですが、個人的に思うことは、今回、増田議員の問責決議案が可決されたということで、やはり議員一人一人の、何て言えばいいんですかね、発言1つというものはやはり尊重された上で発言するべきかと思いますので、委員長のほうから副委員長のほうに、言動に関しては 先輩方からも聞いておりますので、御指導のほうをよろしくお願いいたします。

○松井 努委員長 御意見として承っておきます。

〇松井 努委員長 それでは、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の 調査についてを議題といたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

〇松井 努委員長 まず、小泉文人議員、青山ひろかず議員、当時の議会事務局 庶務課長及び当時の担当職員に対する事情聴取の結果についてであります。

まず、小泉文人議員への事情聴取につきましては、事情聴取の実施を打診しましたが、実施に至らず、昨日、4月21日に、お手元に配付のとおり、「貴殿からの任意事情聴取依頼に対する回答」との文書が提出されております。

また、青山ひろかず議員、当時の議会事務局庶務課長及び当時の担当職員への事情聴取の結果につきましては、お手元に配付いたしております。長文でもございますので少し時間をとりますので、一度お目通しを願います。この2通です。皆様のほうから一読が終わりましたというふうに言っていただければ再開したいと思いますので、お願いいたします。

[資料黙読]

〇松井 努委員長 それでは時間の関係上、ただ、傍聴の方のほうには資料は行っておりませんので、何もお話をしなければ何のことかわからないと思いますので、概略を私のほうから書面にのっとって御説明をしたいと思います。

まず、先に青山ひろかず議員に対しましては、正副委員長と議会事務局の局長、 次長、議事課長同席の上で事情聴取をさせていただきました。その中で、平成25 年2月に実施したとされるアンケート調査(緑風会第1と合同で実施したとされ ている)について、平成27年10月9日の小泉文人議員の証人尋問における委員長 からの、平成25年2月に実施したとされるアンケートについて、緑風会第1と合 同で実施したのはなぜかとの質問に対して小泉議員の証言は、緑風会第1と合同 で行った記憶はございません。当時、青山ひろかず議員が会派を移る等々の特別 な問題があり、私たちのほうに、同じような項目でいいのでアンケートの項目等 をお願いできないかというような依頼があったにすぎないと記憶しているという のが小泉証言でありました。つきましては、この質問に対し再度青山議員に尋ね たところ、このアンケートには参加もしておらず了承もしておりませんので、そ ういうことはありませんというのが再度の証言でございました。その青山議員の 回答をもう少し詳しく言わせていただきますと、もう覚えていない。アンケート はやっていないし、あのときは事務局のほうから、切手を買って証拠があるもの というか、何か資料を出してくれと言われたので、そのときは多分、私も緑風会 を出て小泉議員と一緒の会派になったから、その次にそういったものを事務局か ら請求されたから参考になるものをと言ったかもしれないが、それ以上のことは よく覚えていないというようなことでございました。

次に、平成24年12月及び25年2月、3月に実施したとされるアンケート調査、委員長からの、それぞれのアンケート結果について、会派内での話し合いはきちんとされたのかとの質問に対して、27年10月9日の委員会における小泉議員の証言は話し合っておりますということでございましたので、再度青山議員に質問したところ、青山議員の回答は、アンケートの結果について話し合うことも聞いたこともないし、私は関知していないとの回答でありました。

それから、切手代として請求した24万円についてですね。平成27年10月9日の小泉証言の中では、青山議員分の切手代として請求した実費分の24万円を青山議員に渡したということでございました。しかしながら、青山議員は27年11月13日の証言の中で、24万円はもらっていない、15万円を預かったというようなことでございましたので、これも委員会の指摘でございましたので再度聞きましたところ、15万円は自由クラブに会派を移動した際、小泉議員が、これは先輩の分です

と言って持ってきたから一応預かっただけで、平成27年6月に議会事務局庶務課に預けた。また、会派ボランティア・新生会・市民の風が実施したとされるアンケートの印刷代17万3,250円と切手代72万円の合計89万3,250円の3分の1である29万7,750円を議会事務局に返金したことになっていることについては、全然知らない、初めて聞いたとの回答でありました。これが、まず青山議員に再度質問した回答でございます。

続きまして、同じような質問を小泉証人のほうに聞いた結果、要約いたしますと、かなり長いですが、まず――失礼しました。小泉さんのほうは証言ではなくて、文書の回答から言われていることについて開陳いたします。提出する書類の中の一番最後、小泉さんの文書の中に、平成27年6月24日付で議会事務局職員作成名義の青山議員宛ての預かり証として29万7,750円と記載されているものがここに添付されております。

その同中でちょっと食い違うのがありますので開陳しますと、小泉議員は「庶務課職員等から、「青山議員は、29万7750円を議会事務局に自主返納し、本件預かり証の原本を受け取りましたが、青山議員は、『こんなもの必要ない。』と述べて同庶務課職員の面前で、本件預かり証の原本を破り捨てた。」と聞きました」というようなことが前文で書いてあります。

以上の事実を踏まえると、青山議員が自主返納した金額が本件預かり証記載のとおり、29万7,750円であることは十分認識していたと考えられます。そして、この内訳につきましては、小泉氏の回答の中では、3,000枚分の印刷代が5万7,750円、私が青山議員にお渡しした24万円に上乗せして自主返納したにほかならないと理解しておりますということですから、この金額の差異については、24万円プラス5万7,750円の印刷代を含めた金額が29万7,750円であったというような文書であるというふうに思います。しかしながら、両者のこの証言とこの回答書の中からしますと、15万と24万の差の分ですね。あるいは、5万7,750円の印刷代とかにつきましては、両者の言っている言い分が全く違うものですから、どちらが正しいのか、ちょっと理解できない分はあるというようなことでございます。

一応、今私がお話ししたことが大体大まかの筋になると思いますけれども、御 意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

ほそだ委員。

- **〇ほそだ伸一委員** ただいま配付されました資料の中のどれでもいいんですか。
- 〇松井 努委員長 結構ですよ。</br>
- **〇ほそだ伸一委員** せっかく弁護士の先生がいらっしゃっているのでお伺いした

いなと思うんです。小泉議員からの回答文書の2ページの真ん中から下、2番の(1)の項目ですね。「地方自治法第100条第1項に基づく百条委員会の権限は、議会そのものに与えられたものであり、調査のための実際の活動を行う際は常に議会を代表する議長の名において外部に対し告知がなされるべきである。しかるに、本件要請が本件百条委員会において採択されたものであったとしても、議会事務局職員の説明によれば、市川市議会議長の了承の下、市川市議会議長の名義で行われたと認めることは困難であり、本件要請が、市川市議会からの正式な要請であると判断することは困難である」ということは、百条委員会の設置そのものが余り意味ないんじゃないかなというふうに考えてしまうんですね。それは弁護士の先生から判断されますと、百条委員会というものは、ここに書いてある採択自体が軽いものなんでしょうか。そのようにちょっと見受けられてしまうんですが、いかがでしょう。

- **〇松井 努委員長** 質問でよろしいですね。
- ○ほそだ伸一委員 はい。
- ○松井 努委員長 じゃ、先生お願いいたします。
- ○本多教義弁護士 恐らくここで書いてあるのは百条委員会と本会議との間の関係というよりかは、私が聞いたところによると、口頭でこういう質問をしたということに対して御本人のほうから、いや、正式には百条委員会は議会の中に設置されているものであるから、議長名義で要請がない限りにおいては正式な要請ではないんだと、そう判断しているということが書かれているように思えるんですね。これ、口頭で御自身とお話ししたということなので、それで百条委員会の中で決められたことだということも説明した上で話されたということなので、それを御本人がそうなんだということで理解して応じればそれまでなんでしょうし、いやいや、そうじゃないんだ、議長の名前でなければ正式な要請ではないんだというふうにあくまで言われるというのであれば、それはそこまで厳格に手続を求められれば、そういうことかなということで理解せざるを得ないのではないかなというふうには思いますが、御本人が百条委員会を軽いものと認識しているのかどうなのかということについては、あくまで形式を言われていることなので、ちょっと、ここからはすぐには推察できないのではないかなというふうには思います。
- 〇松井 努委員長 ほそだ委員。
- **○ほそだ伸一委員** 弁護士の先生に対してさらに質問で、もう一歩深く聞いてみたいんですけど、先生といたしましては、百条委員会で採択をしたということは、

議長の名のもとであってもなくても、百条委員会で採択をしたということは重い ことだと受けとめるべきだと考えますか。

- ○松井 努委員長 先生お願いいたします。
- ○本多教義弁護士 一応、議会の中で委員会ということで設置されているわけですから。通常、百条委員会ということで審議しているのがほかの自治体でも通常ですから、委員会での審議が本来的な審議と同じように、議会の中では考えていいのではないかなというふうには思います。ただ、あくまでも対外的に、やっぱり百条というのは本来本会議の中で審議されるべきものであるから、外部に発出するときは議長名義なんだというふうに言われれば、まあ、それはそうなのかなというふうには思います。

〇松井 努委員長 補足させていただきますと、この件につきましては、私の記憶では、恐らく最初はこの食い違いについては、百条委員会に再喚問して証言をいただくべきであるというふうな意見も出たと思うんですが、恐らく前言を翻すというようなことは多分しないかもしれませんので、それでは正副委員長、議会事務局のほうに任せていただきたいということで採択していただいたと。ついては、私のほうも副委員長のほうも事務局のほうも、青山さんのほうには、わかりました、すぐ、じゃ、もう1度事情聴取に応じますと言われましたので、小泉さんのほうに私が直接会いました。議会事務局の人間を交えてですね。こういうわけでこうだというような趣旨の説明はしました。

ただ、今、ここに書いてある文面のとおり、議長名で正式に文書で出てないんだからと言われれば、それは不備があったと言わざるを得ませんけれども、ただ、私たちも時間的な部分も含めて、理解をしていて協力していただければ証言をしてもらえるのかなということでしたので、そのように理解しました。ただ、言えますことは、事情聴取には応じませんでしたけれども、やはり文書によって回答を出したということは、一応百条委員会に対するきちんとした対応はしなきゃいけないというふうに小泉証人が思ったのではないかというふうに私は推察いたしております。

以上でございます。よろしいですか。

[ほそだ伸一委員「ありがとうございます」と呼ぶ]

O松井 努委員長 ほかにございますか。

髙坂委員。

○高坂 進委員 今の件ですけど、小泉議員に言ったときに、小泉議員はそういう。 うふうに正式に議長の文書であれば応じるという、それを出してくれというふう に言って断ったんですか。それとも、そういう話は全然なかったのか。

- ○松井 努委員長 私の記憶では、議長名で正式に文書を出してもらいたいというふうには言われてないと思いますが、事務局のほうはいかがでしょうかね。次長でしたかね、一緒に立ち会っていただいたのは。どうでしたかね。市塙次長。
- ○議会事務局次長 ただいま委員長のおっしゃるとおりでございます。
- **〇松井 努委員長** ということでございますので、正式に議長名で事情聴取の内容について書いたものを出してもらいたいというふうには言われなかったというふうに私は記憶いたしております。

髙坂委員。

- **○高坂 進委員** 先生にも聞きたいんですけども、もし議長名できちっと出して やったとしたら、百条委員会として強制力はあるのかどうなのか。断るなら、百 条委員会だったら、きちっと合理的な理由がなければ断れないけども、こういう 場合、委員長と副委員長が聞きたいという場合に正式にやった場合には、そうい う強制性はあるのかどうなのか。そこらあたりについて。
- **〇松井 努委員長** 先生よろしいですか。お願いします。
- ○本多教義弁護士 議長名で正式に要請したということであれば、法に基づく要請ということになると思います。今のような説明で百条委員会の正副の委員長からの依頼だということであれば、相手方として、それは正式な議長からの依頼なのかという確認になると思うんです。いや、そうではないということになれば、それは事実上の要請にすぎないのではないのかということにはなると思います。
- **○高坂 進委員** 要するに議長の正式な要請なのかどうなのかという問い合わせ も、小泉議員からの問いかけもなかったわけでしょう。
- **〇松井 努委員長** そうですね。お互いさまで事情聴取というか、こういう内容だから答えていただきたいと。食い違いを正すためには、こういうことですから協力してもらいたいというふうな話の中でありましたので、特別、議長名できちんと正式に出てくれば事情聴取に応じるとか、応じないとかというような話はありませんでした。

ただ、私のほうがもし手落ちがあるとするならば、そこまで正式にやるべきだったとするならば、それは私のほうの責任かもしれませんが、ただ、議員間同士でやっていることですから、顔見知りの人間同士であるならば協力してくださいと。もう1度、前言った証言が正しいか正しくないかについて証言してくださいと言っているだけですから、私たちからすれば、応じてくれるものなら応じてく

れるんじゃないかなというような甘い考えがあったことは事実であります。ですから、この問題につきまして、私は、ここにこのように小泉証言が文書で書いてありますが、特別、この字句について問題にされても私は困るし、また、これを大変大きな問題というふうには委員長としては捉えておりません。ただ、ここに書いてある中身の内容がどうであるかということで判断してもらったらいいのかなというふうに思います。

ほかにございますか。

秋本委員。

○秋本のり子委員 残念なことに、小泉議員から説明責任を果たすという意思が 見えなかったのは本当に残念なことだと思います。今、委員長がおっしゃったよ うに、議員間のことですから応じていただけると思っていたこと、とても軽く考 えていたのでないかと私自身が思います。小泉議員から、こういうことに文書で 応じていただけないならもう1度いらしていただくということも1つ考えられる ことではないかなと思っています。

以上です。

- **〇松井 努委員長** 秋本委員の今の発言は、そのことについてもう1度証人尋問をすべきだということですか。
- ○秋本のり子委員 はい、そうです。
- **〇松井 努委員長** じゃ、それは諮ってもらいたいということになるんでしょうか、委員会のほうで。
- **〇秋本のり子委員** はい。皆さんの意見を伺ってから諮っていただきたいと思います。
- ○松井 努委員長 ただ、この文書の中に、私は言った記憶ないんですが、小泉証人に証人喚問したときに大分時間が迫ってまいりまして、早く終わりにしてもらいたいというような感じがあったんですが、私の言い方とすると、きょうじゅうに終わらせたほうがいいでしょうと。ですから、それには協力していただいて、このまま続行させてもらいたいという趣旨を言ったところ、この中にも書いてあるような気がするんですが、二度と証人喚問で呼ぶことはないというふうに自分たちのほうは理解していたというような書き方がしてありますので、この回答文書も含めて、証人喚問を仮にしたとして、これは先生、どうなんでしょう。正式に委員会で決めてもう1度証人喚問した以上は、来ない場合には不出頭になるんでしょうか。
- ○本多教義弁護士 証人喚問ということは2度目であるからといって性格が変わ

るわけではありませんから、それは出頭が拒否ということになると思います。ただ、本当に2度の喚問が必要なのかどうなのかということは問題にはなると思います。当不当の問題だとは思いますけれども、ここでは前回も長時間にわたって証言したんだから、もうこれで終わりなんだというふうに理解したというように書かれているようには思いますけれども、改めて聞く必要が出たんだということがあれば、それを理由にして再喚問ということはあるのかなというふうには考えます。

〇松井 努委員長 それでは、今そういうことで、秋本委員もそういう趣旨で述べられておりますので、この回答文書では、百条委員会としては納得できないから、証人喚問として再度要請すべきであるということについての御意見を皆様からお聞きしたいと思います。

髙坂委員。

- ○高坂 進委員 この文書で書かれてあること、こちらが違っているよと言ったもののほんの一部しか書かれてない。全体で言うと、まだ幾つもの論点がありますので、ここに出てきたから、それでということにはならないだろうと。そういう点で言えば、最初にやったから終わりということには当然ならないし、出てきた矛盾についてはやっぱりきちっとやらなければいけないというふうに私も思います。そういう点では、ちゃんと証人喚問をもう1回やるべきだというふうに思います。
- O松井
 努委員長
 ほかに御意見ございますか。

 ほそだ委員。
- **○ほそだ伸一委員** 証人喚問をやるべきかどうかで言えば、やはりやるべきだと思います。これ、普通じゃないでしょうか。ただ、時間的な制約だとか、そういうものを考えて、この辺でというような考え方もあるのかもしれませんが、必要かどうかで言えば必要じゃないでしょうかね。率直な意見です、これは。
- 〇松井 努委員長 ほかにいかがですか。 加藤委員。
- **○加藤武央委員** 今、小泉議員の話を聞いているこの文書の中ですけど、逆に言うと、証人喚問を要望している方もおられるんですが、この証言と青山議員の証言と2度、3度やっても同じものが出るという考え方は皆さん持たないんですか。この答弁のとおり、2回目、3回目は違う証言をする可能性があると読むんですかね。私は、この方たちは誠意を持って答えているんでしょうから、何度やっても同じ答えしか出てこない、証言しか出てこないと思うんですけど、皆さん方の

聞き方によっては変わった答弁が出てくると考えて再度の証言を要望するんです か。委員長、それ確認させてください。

○松井 努委員長 あわせて、そうしますと、例えば小泉さんにもう1度証人喚 問するということは、食い違いがあった相手方である青山さんに対しても、両方 に証人尋問をしなければやっぱり片手落ちになるような気がするんですね。です から、2人に対して証人喚問するかしないかというふうに考えたほうがいいのか もしれませんし、今、加藤委員が言ったことも一理ありまして、相当、1年近く たってきておりますから、またこれにかけて、なぜこういうふうな聞き取り、事 情聴取に決めたかといいますと、証人喚問ということになりますと、相手のほう の都合を聞いて、こちらのほうはこういう都合がいいんですが、そちらのいい日 はありますかということでやっていきますから、それについて、また百条委員会 でこの日でいいですかとやりますから相当時間がかかるということは想定できま したので、簡易的でありますが、証言を聞きましょうかって言った経緯はあるわ けですね。ですから、それも踏まえて、証人尋問をするとなりますと、やはり2 人、いまだに2回目も聞いていることについて、両方とも言っている趣旨は変わ らないんですよね。片方は24万円渡したと。片方は預かったのは15万円だと言っ ているわけですから、これが果たして、先生、どうなんでしょう。このまま食い 違ったまま証人喚問をして、また同じことを言ったとするならば、延々とそれじ ゃ解明できないから、もっと突っ込んでいろいろ尋問するべきだとかというふう になった場合、どうなっちゃうんですかね。

○本多教義弁護士 尋問は尋問で裁判なんかも難しいんですね。とりわけ反対尋問というのは難しくて、やってないだろうと言っても、やったって言われれば、そこで問答になるだけなんですね、こういう尋問は。だから、聞き方が非常に大事で、ある一定のこういう証拠を持ちつつ聞き入って、それで、その証拠と矛盾するようなことを証人が言い出せば、これはこれと違うではないのかということで弾劾していくことは可能ですけれども、尋問者と違う意見を証人が発言してきているからといって、そうではないだろうと言っても、やっぱりこれは問答で終わっちゃうことは、それは多々あります。なので、今、加藤委員は新たな尋問効果があるのかどうなのかというお話をされたのかなというふうには思います。

〇松井 努委員長 ですから、少しまとめさせていただきますと、この証言の、いろいろ後で出てまいりますが、宣誓をしたのかしなかったのか、あるいは金額がどうのこうのとか、あるいは証言、また事情聴取に再度応じたのか応じなかったのか。そういうものが全て事実でありますから、評価をする上において再度出

てくることになると思うんですね。この人はこういうふうに事情聴取したけど、 ちゃんと出てきて言ってくれたと。こちらは来なかったけど、書面だったとか、 それが事実の一つ一つの積み重ねになるような気がするんですね。

ですから、先の話は委員長がしちゃいけないんですけれども、ある程度まとめ ていかないと、費用も、これ、会議録をつくるのでも別にやっておりますし、優 に150万円以上のお金がかかっているわけですし、このまま延々と続いていくとい うことになれば、議員に関することを議員が調査している内容の中で、たくさん お金かけて時間かけていいというふうにもならないので、果たしてそれが、どう しても証人喚問を再度するべきであると決まれば、それにのっとってやるしかあ りませんが、その辺も含めて、新しい証言が出てくるとか、新しい証拠が出てく るんじゃないかとかということが、あるいは、それを求めたいんだということも 含めて、どこまで可能かという問題をちょっと考えていただきたいんですね。

石原委員。

〇石原よしのり委員 どう進めるかの話をする前に、今回、きのう付ですか、小 泉さんから出てきた回答書ですね。ここは、彼が回答している内容というのは1 点だけですね。小泉さんから青山さんに渡したのが15万円だったのか、24万円だ ったのか、その答えを書いてきた。この答えについても、ほかのところでちゃん と検証できるかという問題があって、これは小泉さんが言っている理由というの は、最後の自主返納した金額の預かり証、これがあるから24万円だと、こう言っ ているだけですから、受け取ったほうの事務局の、どういう経緯でどんなふうに お金を受け取ったのか。そこら辺も含めて調査してからのことだと思いますので、 これをまずやること。

それから、先ほど何回も出ているんですけども、確かに何回やっても水かけ論 になる可能性があってというのがあるので、やっぱり論点の整理をしないと、こ の場で証人喚問をする、しないって、なかなか決まらないんだと思うんですね。 委員長のこれからの運営の進め方については、今、こちらに出てきた、今後検証 すべき事項の通告の、一応事務局でまとめてもらったのがあるわけですね、それ ぞれの委員から出てきた。これを、多分次回になるんでしょうけども、検証した 中で、どこが問題点、どこが本当に疑わしいんだというのが整理ついてからのほ うが私もいいんだと思うんですね。それで明らかに、これはやっぱりまだまだ足 らないんだと。あるいは、この問題点、どう考えても、さっき、どなたかがおっ しゃったように――本多先生がおっしゃったんですね。どこかの証拠や何かと食 い違っているというのがわかった時点でということに私なると思うので、今回、

この場で証人喚問するかしないかの議論は置いておいて、次の整理のほうに進んでいただいたほうがいいかなと思っています。

○松井 努委員長 今、石原委員のほうから建設的な御意見が出たと思うんですが、今、再尋問に関しましては一時保留にさせてください。きょうの中で最後にまたもんでもいいんですけれども、きょうのメーンは、どちらかといいますと今後の検証についてどうしましょうかということで、議会事務局のほうから相当いろいろ精査していただいてまとめていただいたものを皆さんのお手元に配付してあります。これが今からの事実確認と、評価していく上で大変重要なことでございますので、こちらのほうを先にやらせていただくということでよろしいですか。──その前に越川副委員長。

○越川雅史副委員長 今、石原委員がおっしゃったように、証人尋問、再喚問が必要かどうかの前に、きょういただいた材料の中で、議会事務局において調査をしてもらえれば判明することが幾つかあるかと思いますので、議会事務局に調査を前回同様求めたいと思います。

小泉議員から出てきた資料の中に、4ページの真ん中辺ぐらいに預かり証を添付した理由。この預かり証を保持しているのは庶務課職員の承諾を得て入手したというようなくだりがあって、議会事務局の職員が、青山議員は29万7,750円を議会事務局に自主返納し、本件預かり証の原本を受け取ったと、議会事務局庶務課の職員から聞いたというふうに書いてあって、私たち正副委員長で青山議員に事情聴取した資料1の2ページ目の最後には、青山議員は29万7,750円を議会事務局に返金したことになっていることについては全然知らない、初めて聞いたと真っ向から対立しています。このあたりのくだりですね。庶務課の職員に、議会事務局においてちょっと事実関係を確認していただきたいというところですね。あとは15万円を返金したという話。青山議員が、じゃ、議会事務局に何らかのお金を払ったのかどうか。払ってないのか、15万円なのか、29万7,750円なのか。また、この預かり証というのが発行されていますけど、29万7,750円、これは議会事務局はいつ、どこで誰から受け取って、この預かり証を誰に対して発行したのか。このあたりをはっきりさせるのが先なのではないかなと思います。ということで、このあたりの事実関係について議会事務局に調査を求めたいと思います。

〇松井 努委員長 今の越川委員からの件でございますが、調査をすることに御 異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 そのように事務局のほうにお願いしたいと思います。

- ○議会事務局長 了解しました。
- ○松井 努委員長 よろしくお願いします。

〇松井 努委員長 それでは、先ほど申し上げましたとおり、再尋問の件につきましてはちょっと保留にさせていただきまして、きょうの一番メーンの検証すべき事項についてであります。

まず、お手元に配付の資料について、事務局より説明をいたさせます。この3 冊ですね。

では、事務局お願いいたします。

佐藤課長。

○議事課長 お手元に配付してございます資料について説明させていただきます。説明させていただく資料は、表題が「今後検証すべき事項の通告一覧」、また、「今後検証すべき事項の通告に関する検証」及び「百条委員会調査対象アンケートに関する主な事実、証言(早見表)」となっている資料につきましてでございます。

まず、資料のタイトルが「今後検証すべき事項の通告一覧」となっております 資料について説明させていただきます。この資料につきましては、ほぼ同じもの を前回の委員会でもお配りしておりますが、今回お配りしたものには、検証事項 につき、便宜上、通告順で通し番号を1番から56番まで振らせていただいており ます。また、網かけされている箇所がございます。こちらの網かけしている部分 につきましては、検証すべき事項と掲げられている文章中には、主に事実に係る 部分と評価や意見等に係る部分の両方についての記載があろうかと思います。こ れまでの委員会の中でも同趣旨の話があったと思いますが、今後の検証作業にお いては事実面の話をしているのか、あるいは評価の面の話をしているのか、そち らを明確に意識して進めていく必要がございます。そこで、事務局のほうで事実 の部分と評価の部分を区別するために評価の部分について網かけをさせていただ いた次第でございます。その逆に網かけをされていない部分につきましては、事 実の部分ということになります。

なお、事実なのか評価なのかの区別を明確に行うことが難しい部分もございま すので、あくまで目安として御参照いただければと考えております。

次に、「今後検証すべき事項の通告に関する検証」という資料になります。こち らの資料についてでございますが、通告いただきました56項目の検証事項につい て、まず便宜上ではございますが、あくまで事務局の見立てとなってまいります が、21のグループ分けを行いました。そして、それぞれのグループについて、これまでの本委員会の会議録に基づきまして、関係する証言や資料等、できるだけ広く記載しております。検証事項の番号でございますが、例えばその資料の2ページ目をごらんいただきますと、2番、33番、39番、40番と、検証事項ごとに番号が振られております。この番号につきましては、通告一覧のほうの番号と同じものとしております。また、こちらの資料につきましては分量が大変多くなってございますので、別途索引となっている1枚の紙を用意いたしました。そちらも御活用いただければと思います。

なお、この資料に記載されている証言以外の証言や証拠資料も多数ございます ので、今後検証作業におきましては、そちらのほうにも御留意いただければと思 っております。

次に、A3の紙の表の形になっているもので、「百条委員会調査対象アンケートに関する主な事実、証言(早見表)」となっている資料につきまして説明させていただきます。こちらの資料は、これまで明らかとなっている主な事実や証言があった事項の早見表でございます。

表の見方といたしまして、まず、横軸に会派及び実施したアンケートを年度単位で記載しております。縦軸のほうは、横軸で記載したそれぞれのアンケートについて、はがきの印刷部数や印刷代金、送付切手の枚数、代金など、詳細な項目を記載しております。また、2枚目、3枚目の表につきましては、1枚目の表から縦に続くものとなっております。また、1枚目の縦軸の一番左の列になりますが、「記録提出」となっている欄には、提出を求めた結果、提出された記録を記載してありまして、一方、その下の括弧書きで「提出なし」となっている欄には、印刷代に関しまして提出を求めたものの、提出されなかった記録を記載しております。また、そのほか、送付切手枚数や代金等の少し細かいような事実につきましても記載しているところでございます。

説明は以上でございます。

〇松井 努委員長 私たちも打ち合わせをしておりますが、非常に読み解くのに 難解な分もありますので、今の説明に対しまして質問がございましたらお受けし たいと思います。

石原委員。

- **○石原よしのり委員** A3の3枚の表のほうですけども、この網かけがどういう意味か、ちょっともう1回教えていただけますか。
- 〇松井 努委員長 野村職員。

○事務局職員 お答え申し上げます。

A3のこの早見表につきましては、横のほうは回答はがき印刷部数から提出なしのところ、1枚目の部分、横に向かって網がかかっているかと思います。こちらのほうは、作成したのは、これ、私なんですけれども、いわゆる、それぞれのアンケートに関する基本的なスペックのつもりで網をかけさせていただいております。

それから、緑風会第1 (ボラ・新生と合同とされる) というふうになっている 部分が、これ、縦になっていますけれども、これはごめんなさい、私のほうで網 を消し忘れたものでございますので、縦の網はないものと思っていただければと 思います。

なお、その隣の(緑風会第1)と今申し上げた緑風会第1(ボラ・新生と合同とされる)というこの2つにつきましては、本件の調査事項外のアンケートということでございますので、御参考までにつけさせていただいた次第でございます。 以上でございます。

○松井 努委員長 石原委員、よろしいですか。

[石原よしのり委員「はい」と呼ぶ]

〇松井 努委員長 ほかにございますか。

大変詳しく、時系列にきちんと会議録を読み取っていただいて精査した上で書いてありますので、この一覧表と通告順の検証すべき事項の通告一覧と、それに関する検証する2冊もやはり読んでいただいて、言えることは、例えば、まず最初の石原委員がページ3からページ6のところで言っています網かけの部分については、要は石原委員の言っている評価がここに入っているから網かけがしてあると。網かけがしてないことについては事実確認がされたというふうに読み解いていただくと、おのずと事実確認と評価というものが読み取ることができると思うんですね。その辺の形の中で一応読み取っていただいて、きょう、これを読んでいただいても何のことかわからない部分もたくさんありますので、委員長といたしましては、本日はこれらの資料をお持ち帰りいただいて、皆様に熟読をしていただいた上で今後の検証を進めてまいりたいと考えております。

また、皆様から御提出いただいた検証すべき事項の内容は多岐にわたっておりますので、その中には検証の必要性が低いと考えられるものも見受けられます。 つきましては、検証の必要性が高いと考えられる事項を抽出した上で今後の検証を進めていきたいというふうに考えております。そこで、この抽出作業については正副委員長に御一任をいただき、後日、抽出事項に係る委員長案をお示しした いと思います。その際、委員の皆様におかれましては、お示しした委員長案に追加すべき事項等もあるかと思います。そこで、それらについては文書にて御提出をいただきたいというふうに思っております。今までのその内容について、私が委員長発言したことについて、まず、よろしいでしょうか、ここまで。

石原委員。

- **〇石原よしのり委員** 委員長のほうで21項目に分類されたというか、集約された ものを、21項目について、それぞれの中からまとめるなり抽出するなりしてポイントを出してくるということで、それが21個出てくるという理解でよろしいんで すか。それとも、21ある中で余り重要じゃないと思われるものは外して、例えば 10項目とか十何項目についてをおまとめになるという意味なんでしょうか。
- **〇松井 努委員長** 石原委員が言われているとおりなんですが、要は今から読み解いていく中で、余りにも評価ばっかりが強過ぎて、ちょっと事実とはかけ離れているんじゃないかとか、あるいは調査の範囲外であることが入っているとか、そういうものはちょっと除外して、なるべく核心に触れることであって、完全に証言が食い違っているとか、これはおかしいと。あるいは、たくさん皆さん委員のほうから質問が出ていて、これについてはどうしても解明しなきゃならないとか、そういう重要なことについて抽出をしたいということなんですね。その中において、今お話しした中で、例えば、いや、そうじゃないと。これについても、やはり調査して、またやっていく必要もあるということについては、また文書で出してもらえばいいですよということですから、完全に私たちの委員長案で出したもの以外はやらないということではありませんが、大体、おおむね事務局のほうと相談をしながら今進めておりますから、大体重要な項目については全部網羅できるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

石原委員。

- ○石原よしのり委員 ですから、21分類があるということですね。
- 〇松井 努委員長 はい。
- **〇石原よしのり委員** 21、そういうものが出てくるということではないということですね。整理するから、21あるけれども、例えば5つぐらいは本当にあやふやなものだから、残ったのは15分類ぐらいがあって、その15分類それぞれを整理して集約する、こういう理解。
- **〇松井 努委員長** そういうことで結構だと思います。
- **〇石原よしのり委員** わかりました。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

それでは、委員長案を5月9日までにお示しいたしますので、委員長案に追加 すべき事項等がある場合には、5月16日の午後3時までに文書にて事務局まで御 提出をいただきますようお願いいたします。

なお、ただいまの件につきましては、委員長案をお示しする際に改めて御通知 をさせていただきます。

今までのところでよろしいでしょうか。

副委員長。

○越川雅史副委員長 済みません、ちょっとこの資料2で議会事務局が調査した 内容について、小泉議員と青山議員の話ばっかりにちょっととらわれていて、議 会事務局庶務課長の確認事項と議会事務局職員に対する確認事項の内容を確認す るのをちょっと失念していましたので、これからの評価、事実確認に関する重要 なところですので、この資料2について質問させていただきたいと思います。

平成23年度に社民・市民ネットが実施したとされるアンケートについて、小泉 議員はなぜ切手を張る方法を用いたのかと証人尋問を受けた際に、当時の庶務課 長と相談しながら、課長と同時にその方法を調べて切手を張っていこうとの決断 になったと証言をされていて、これについて元庶務課長に確認した回答が、今の 記憶でいくと、そういう、やったという記憶はありませんという回答だったとい うことで、これはやってないというふうな回答があったと理解したいと思います。

続いての23年度に社民・市民ネットが実施したとされるアンケートについて、小泉議員は、当時の庶務課長とともにかつまた議員、湯浅議員のところに伺い、アンケートの実施について許可をとったと証人尋問の際に証言されて、一方、参考人として出席されたかつまた議員は、庶務課長は同席していない。また、湯浅議員も庶務課長の同席を否定されていたと。これについて当時の庶務課長に確認した回答が、そちらについても記憶ないという回答だったということで、ちょっとここを確認させていただきたいんですが、先ほどの切手を張っていくということの相談というのは記憶にない、そんな事実はありませんとはっきり言っていて、ここの書き方は、そちらについても記憶がないというところでとまっているんですが、ニュアンスですね。その事実はないということで理解していいのか、記憶が本当にあやふやでわからないということなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

〇松井 努委員長 済みません、私がこの件については、前庶務課長のことについては触れませんでしたけど、今、副委員長が言ったとおりでございます。事務

局のほうは資料2につきまして、今のことについて答弁を願います。 事務局長。

- ○議会事務局長 こちらに記載のとおり、そちらについても、すなわち小泉議員と一緒に庶務課長がかつまた議員、湯浅議員のところに行ったかどうかということについても記憶にはないという、そこを明言しております。特にありませんという言葉はやりとりの中で出てきたり、出てこなかったりの部分でございますので、本文につきましては、そういうかつまた議員、湯浅議員のところに行ったという、そちらについても記憶はないと、そういう回答でした。
- **○越川雅史副委員長** そういう事実はないと言われたというふうに読み取るということでよろしいということですね。
- 〇議会事務局長 はい。
- ○越川雅史副委員長 じゃ、あと資料3、済みません、もう1点ですね。委員の方、こちらのほうの7ページの23番のところですね。誰も提出していないアンケート報告書が議会事務局に提出されていると。この資料3の確認事項というのはここから始まっているんですが、平成24年10月に緑風会第1が実施したとされるアンケート調査報告書について、小泉議員は資料の存在すら知りませんというふうに回答していると。一方で青山議員は、議会事務局から資料を提出してほしいと言われたので小泉議員に話をした。その話を受けて小泉議員が提出したのではないかと証言をしていたということで、小泉議員、青山議員、双方が知らないと言っているアンケートの調査報告書が議会事務局に提出されていたわけですが、この回答について、当時の議会事務局の職員は、恐らく小泉議員から、青山議員から預かっているということで報告書を受け取ったのではないかと思うという回答だったということなので、これはやはり評価としては、小泉議員が存在すら知りませんと言っていたけど、この議会事務局職員の説明だと、小泉議員から受け取ったという回答になっているということで理解してよろしいかどうか。お願いいたします。
- 〇松井 努委員長 議会事務局長。
- ○議会事務局長 こちらに記載のとおりの回答ということになります。記憶的に、 もう4年も5年も前ということで、日常の業務の中でのやりとりなので定かに、 明確にということは言えませんけれども、思うということで、こういう回答を本 人はしております。

以上です。

〇松井 努委員長 いいですか。

〇松井 努委員長 それでは、再度、先ほど保留にしてありました小泉証人の再喚問、また並行して青山議員の再喚問につきまして、きょうのところではどういうふうな結論にするかについて御意見を伺いたいと思います。

秋本さん、いかがですか。秋本さんはさっき言われたとおりですね。

- ○秋本のり子委員 一応評価の後に決をとっていただきたいと。今、お話の中で。 評価してから、私が申し上げたとおり再喚問するかどうか、もう1度考えてやっていきたいと思います。
- **〇松井 努委員長** じゃ、きょうは結論を出さずに、今から事実確認と評価をする形になっていきますから、それを見きわめた上で再尋問するかしないかというような落としどころでいいということでよろしいですか。
- ○秋本のり子委員 はい。先ほど申し上げたとおり、小泉議員からのこういう提出の中で、この要求、私たちの質問に誠実に答えているとは到底思えない文章でしたので先ほど申し上げましたので、もう1度皆さんが評価して、その中で再喚問するかどうか決めたいと思います。
- **〇松井 努委員長** 必要があればですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思いますけど、今の件につきましては、それで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇松井 努委員長 それと、せっかくきょう本多先生がお見えになっていらっしゃいますので、今後の進め方にも影響しますので、特に事実確認は今からきちんと会議録にのっとって、証言にのっとってやっていくわけですが、評価をする上において、皆さんのほうから、こういう評価をするためにはどういうようなことが必要なのか、あるいは、どういう考え方が必要なのかということについて何か御質問等がありましたら少し時間とってお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

石原委員。

〇石原よしのり委員 今まで私、何回も申し上げていますけども、この百条委員会、きちんと解明できるものは解明する、そして事実が食い違っていて、これはどうもおかしいなというものはちゃんとおかしいとわかるようにするというのは重要だと思っているんですね。その中で評価というのもあやふやな評価じゃないですけれども、これは不自然だとかというような評価まで、こういうものまでは

やっていいのかどうかというのをまずちょっと先生にもお聞きしたいと。

そして、さらには不法行為的なもの。若干、条例違反でも不法行為的なものがあったり、これは刑法的な問題があるようなものというのを、たとえ細かいものでも、そこに盛り込んで、こういうものはこういう疑いがあるというふうに言えるのか、そこまで言っていいのかどうかとか、その辺については先生の御意見も伺いながら、あくまでも疑わしいというものを、ただただ疑わしいだけではどうもあやふやなものになってしまうということで、どういう、それぞれの評価と全体の評価なんですけども、言っていいのかと。言えるのだろうか、百条委員会の権限の中でというのをちょっと、もしよかったら先生の御意見をお伺いしたいのですが。

〇松井 努委員長 よろしいでしょうか。

○本多教義弁護士 恐らく今、いろいろ審議されているのはアンケートが行われたのかどうなのか、切手というのがきちんと張って発送されたのかどうなのかとかということだと思うんですけれども、そういうことを審議するときに事実がどうだったのかということを最終的に認定するというところまで目指されていると思うんですね。事実を認定するには、やはり証拠に基づいて認定していくというのが基本になると思うので、百条委員会にはある一定の強制的な調査権限も認められているわけですから、その範囲では事実を究明していくということになるんだと思うんですね。

ただ、裁判手続でもそうです。強制捜査でも、じゃ、全部が解明されるのかといったら、それは出てこないものは出てこないということになってしまうわけで、その中でどこまで認定できるのかとやっているわけですね。事実を認定するには、かなり刑事裁判なんかでは厳格な証拠に基づいておりますし、民事の裁判はもう少し裁判に出てきた模様みたいなものも――模様というのは、完全に証拠、証言だけじゃなくて、証言、態度とか、そういうものを全部ひっくるめて評価していいという話になっていますし、その評価の方法というのは多少違うところがあるんですけれども、まず百条委員会で、恐らく事実を認定するときにどう考えるのかといったときに立証のレベルというのが1つあるんですね。刑事裁判では合理的な疑いが差し挟まれないような、その程度の立証が必要だというふうに言われていますし、民事裁判はもう少し、また高度の蓋然性だとかと言っていますし、若干刑事の裁判よりはレベルが低くていいのかなというふうにも思いますが、どの程度まで立証できたときに事実が認定できるのかというのを考えるのが1つあると思うんですね。

あとは、いろいろな証拠、証言をどう評価していくのか。証言がぶれていったときには、これは証言が変遷していると言いますけれども、なので信用性はないのではないのか。1人は違うことを言っているけれども、ほかの3人は同じ証言をしている。この3人には、それぞれ利害が一致するということもないはずだ。それならば、その3人の証言のほうが信用性が高いのではないのかとか、そういうようなことが出てくると思うんですね。あとは調査している段階で何か偽造めいたものがあったというのであれば、これは私文書の偽造じゃないかとか、公文書の偽造じゃないかとか、あるいは虚偽の公文書の作成じゃないかとか、いろんなことが出てくると思うんですけれども、なので、厳密にやっていくというのは非常に難しいところだと思うんですが、私の感覚では、一応、刑事裁判というところまでの厳格な立証というところまでは求められてないのではないかとは思いますが、ただ、一定の強制的な調査権限があるということですから、それを踏まえて、それよりは多少レベルは低くても、やはり認定できるだけの根拠というのは必要ではないのかなというふうに思います。

あともう1つは、その先、認定できなかったら、そこは全部何もなかったということになるのかというところは、委員会としての市民感覚からすれば、こういうような感じに受けとめられるのではないのかということもあってはいいんじゃないかなというふうには、個人的な考えではありますけれども、その辺は委員会の判断、考え方によるのではないかなというふうには思います。

- ○松井 努委員長 ありがとうございます。よろしいですか。
- **〇石原よしのり委員** 了解しました。
- **〇松井 努委員長** ほかに先生に何かお聞きしたいこと、何でも結構です。ありましたらお受けしたいと思います。

それでは私のほうから、非常に今から評価を出すのに大変な、委員会としても 結論を出すことになると思うんですが、例えばその出した評価、結論に対して小 泉証人、鈴木証人のほうから、いや、そうではないと。そういう評価をされて、 そういう決断をされて、そういうふうに言われても困るという形の中で、もし反 論、あるいは場合によっては名誉毀損も含めて、そういったことがあった場合、 百条委員会は議長から言われてつくられた委員会なんですが、その対応は委員会 としてはどういうふうに考えておけばよろしいんでしょうか。

○本多教義弁護士 今の話ですけれども、委員会は委員会として、ある一定の結論を、判断を示されると思うんですね。それに対して、仮に名誉毀損だというような民事上、あるいは刑事上の責任ということになれば、これは法的にはいろい

ろ問題になると思います。百条委員会というものはいわゆる権利義務の主体なのか。委員会という、そのものが名誉毀損の責任の主体になり得るのかとかですね。 それは、ひいて百条委員会を設けた議会全体なのかとか、さらには、市が名誉毀損行為を行ったということになるのかとか、その辺はちょっと法的には難しいんじゃないかなと思いますね。

ただ、訴えとか請求というのは、言おうと思えば言えるわけなので、ある特定の委員を名指しに、これは名誉毀損だということで民事で訴えるということになれば、それは訴えるのは、これは自由なので、そこは出ていく可能性がないとは言えないと思いますけれども、ただ、そのときに本当に委員会としての判断を加えたことが、一委員が個人的な責任を負うことになるのかとか、そういう話にはなるのではないかと思います。

法的にはそんな話ですけれども、私が大事と思うのは、やはり委員会として判断を出すときに、これはきちんと根拠に基づいているものなのだということで認定するということが大切だと思いますし、意見としてこう考えるというのであれば、それを明確にしておけば、これは意見として言ったにすぎないということにもなっていくと思うので、まとめ方、最後のところは、やっぱり気を使ってまとめられたらいいのではないかなというふうに思います。

○松井 努委員長 なぜ今、私がそのように先生に聞いたかと申しますと、一応 私の記憶では、私のほうから皆さんにお願いして、百条委員会の報告としては、出たことについて全てを議会のほうに、議長宛てに報告を出させていただくと。評価とか、そういったものについての最後の結論ですね。それについては発議を出していただいてやられたらいいんじゃないかというようなことを言って、私自身は委員会のほうで皆さんの御了解をいただいたというふうに認識をしているところでございますが、いろいろ考えるにつきましては、大変、そういうことになりますと、発議を出される方のほうも相当の覚悟も必要でしょうし、また、それなりに相当勉強しても、仮に質疑が飛んできた場合にどういうふうに答えるかという問題も含めていろいろあるのかもしれないなというふうに私も今考えているところでございまして、その辺も含めて、これから最終的な終結に向けて委員会のほうでやはりある程度の結論を出すべきであるというようなことも視野に入れて最後の調整に向かっていきたいというふうに思っております。そういった意味で、今、先生のほうにお聞きいたしました。

以上でございますが、ほかに何か先生に御質問等ございますでしょうか。 佐藤委員。

- **〇佐藤ゆきのり委員** いよいよ最後の評価、結論というところになってきている わけですけど、その前に、やはり本人に弁明する機会を与えることというのは考 えなくてよろしいんでしょうか。
- **〇松井 努委員長** 先生、よろしいですか。お願いいたします。
- ○本多教義弁護士 委員がおっしゃるのはあると思うんですね。大体、もし事実を認定するというのであれば、一応最後に述べる機会を与えるということも、それはあるのではないかなというふうには思います。ただ、これだけの証人としての証言を求めたり、最終的な判断をしてくるということですから、最後というか、最終的な意見の弁明というのは、それで新たな審議が始まるという位置づけにはならないというふうには思いますけれども、最後に、やはり御自身のことを御自身の言葉で述べてもらうということは、これは調査を最後まとめるという段階でも、とりわけいいことではないかなと。平たく言えばですね。私のほうは思います。
- 〇松井 努委員長 鈴木委員。
- ○鈴木雅斗委員 私のほうから1点質問させていただきたいことは、民事的立証というふうにおっしゃっていただいて、ここの百条委員会では決をとって、恐らく評価していくことになるのですが、万が一、あやふやなことでも、じゃ、これはこうだというふうな形で結論を出してしまって、それをもとに、仮に万が一、議会でも何でも民事的な責任があるということで小泉証人を訴えてしまった場合、あやふやなことで訴えてしまったということで濫訴に該当するおそれがあるのかということをちょっとお伺いさせていただきます。
- ○松井 努委員長 先生、お願いいたします。
- ○本多教義弁護士 現実問題、訴訟のときに、これは濫訴だということで民事上の訴えをしたときに責任を求められるということはほとんどはないのではないかなというふうには思います。経験的に言っても、全く理由のない裁判というのは日常茶飯事に起きておりますから、それで相手方に対して損害賠償請求というのを求めているという実態にはないと思います。なので、ある一定のやはり根拠に基づいていれば、実際に審理を行った、裁判になって、ここは根拠がなかったのではないかということで判断されたとしても、当初からこれは濫訴が全く理由のない判断だったんだということにはならないと思いますので、吟味は必要だというふうには思います。なので、そういうことにならないような吟味というのはまず必要だと思いますが、どこかで根拠が欠けやしないかということを気にして全く判断ができないということにもやはり一方ではならないのではないかなという

ふうには思います。

- 〇鈴木雅斗委員 ありがとうございます。
- ○松井 努委員長 ほかにございませんか。

○松井 努委員長 それでは、次回の開催についてであります。

委員長といたしましては、次回の開催を5月23日月曜日の午後1時からと考え ているところでありますが、日程調整をさせていただきたいと思います。いかが でございましょうか。5月23日午後1時です。(「午後1時」と呼ぶ者あり)午後 1時です。1時半じゃなくて1時にいたします。たくさん量があるといけません ので、なるべく時間をとりたい。――それでは、御異議がないようでございます ので、次回の開催日は5月23日月曜日の午後1時からというふうにさせていただ きますので、御了承願います。

○松井 努委員長 次に、証人の不出頭についてであります。

3月17日に開催した本委員会で決定したとおり、地方自治法第100条第1項に基 づき、鈴木啓一前議員の出頭を求めておりましたが、4月18日に出頭できない旨 の通知書が議長宛てに提出されました。その内容につきましては、御本人の重要 な個人情報も記載されており、本委員会の運営要領の6の②においても、「委員会 の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う」とあります。したがって、委員長 といたしましては、前回と同様に、本件は秘密会とすることが妥当と考えている ところであります。御意見を伺います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 この際、お諮りいたします。

本件につきましては、鈴木啓一前議員の重要な個人情報にかかわることであり ますので、秘密会により調査いたしたいと思います。

秘密会とすることにつきましては、討論を用いないで諮ることとされています ので、直ちに採決いたします。

本件については、秘密会として調査することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇松井 努委員長 挙手全員です。よって本件については秘密会とすることに決 しました。

傍聴の皆様には、まことにきょうは御苦労さまでございました。

委員、事務局職員以外の方は御退席を願います。

なお、本件の議事は以上となりますので、御了承願います。

[関係者以外退室]

〇松井 努委員長 ただいまから本委員会を秘密会といたします。

○松井 努委員長 以上で秘密会を終了いたします。

〇松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査 に関する特別委員会を散会いたします。

午後3時7分散会